

MINAMI

南区元気な地域づくり補助制度

みなみの「あったかい」がここにある☀️

令和4年度
募集案内〈総合版〉

NEW!
南区地域の力応援
補助金

A
コース

CHIKI-RYOKU

新たに地域課題に取り組むグループや他団体と連携して行う取組は、こちらです！

3
年間

15
万円
上限

地域振興課 地域力推進担当

南区地域福祉保健計画
チャレンジ支援事業
補助金

B
コース

FUKUSHI-HOKEN

「サロン」や「健康づくり」など身近な福祉保健の分野は、こちらです！

3
年間

10
万円
上限

福祉保健課 事業企画担当

南区文化賑わい支援
補助金

C
コース

BUNKA-NIGIWAI

文化に親しむきっかけ、地域の賑わいを創出する活動は、こちらです！

3
年間

15
万円
上限

地域振興課 区民活動推進係

南区は地域のチャレンジを応援します！

対象団体や対象事業に応じて3つのコースがあります。

まずは、お気軽にご相談ください！

南区元気な地域づくり補助制度 🔍 検索

南区役所WEBページでもご紹介しています！

MINAMI
 みなみの「あったかい」がここにある
南区元気な地域づくり補助制度



| 補助金名 | 南区地域の力応援補助金 A | 南区地域福祉保健計画 チャレンジ支援事業補助金 B | 南区文化賑わい支援補助金 C |
|-------------------|--|--|--|
| 目的 | 地域の課題解決に向けた取組を支援します | 南区地域福祉保健計画を具体的に進める取組を支援します | 地域文化振興・地域の賑わいづくりを支援します |
| 対象事業 | 【新たに地域の課題解決に取り組みたい団体】 ①寺子屋みなみ等の講座修了生を2人以上有する団体が行う活動又は②自治会・町内会と連携して行う活動 【既に地域の課題解決に取り組む団体】 ③他団体と連携して行う新たな活動 | 南区地域福祉保健計画の区全体計画又は地区別計画の推進に該当する自主的な活動 (例) サロン・健康づくり | 区民を中心に構成された団体等が行う活動で ①区民が文化に親しむ機会を提供する事業 又は ②地域の賑わいを創出する事業 |
| 補助金額 (上限) | 150,000円(1年目) 100,000円(2年目) 50,000円(3年目) | 100,000円(1年目) 70,000円(2年目) 50,000円(3年目) | 150,000円 |
| 補助対象経費 割合(上限) | 9割(対象事業①) 7割(対象事業②③) | 7割 | 5割 |
| 補助期間 | 最大3年 | 最大3年 | 最大3年 |
| 対象経費 | ・事業の立ち上げ、拡大費用 ・事業の実施費用 | ・事業の立ち上げ費用 ・事業の拡大費用 | ・事業の実施費用 ・事業の拡大費用 |
| 相談期間 | 令和4年2月21日(月) ～4月8日(金) | 令和4年2月21日(月) ～4月8日(金) | 令和4年1月20日(木) ～4月8日(金) |
| 申請期間 | 令和4年4月1日(金) ～4月22日(金) | 令和4年4月1日(金) ～4月22日(金) | 令和4年4月1日(金) ～4月22日(金) |
| 詳細 | それぞれ募集案内等をご用意しておりますので、申請にあたってはそちらをご覧ください。 ※ご相談内容によっては、他の補助金をご案内することがあります。 | | |
| 申請・問合せ先 WEBページ | 南区役所 地域振興課 地域力推進担当  南区浦舟町2-33 (6階 63番窓口) TEL: 341-1239 FAX: 341-1240 | 南区役所 福祉保健課 事業企画担当  南区浦舟町2-33 (4階 42番窓口) TEL: 341-1183 FAX: 341-1189 | 南区役所 地域振興課 区民活動推進係  南区浦舟町2-33 (6階 61番窓口) TEL: 341-1238 FAX: 341-1240 |

※この補助金は、令和4年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

地域でかがやく



わたしに会える

新しい補助金はじまります☀️

補助額

最大 15万

令和4年度

南区地域の力応援補助金

募集案内

(南区元気な地域づくり補助制度 Aコース)



相談期間：令和4年2月21日（月）～
4月8日（金）

申請期間：令和4年4月1日（金）～
4月22日（金）

申請にあたっては、必ず期間内に一度ご相談ください。

申請書・詳細は

こちら



E-mailでも相談できます

TEL: 341-1239 E-mail: mn-chiikiryouku@city.yokohama.jp

南区 地域振興課 地域力推進担当

地域でかがやく わたしに会える

地域のことを学ぶため、区民対象の講座を受講したAさんの場合

寺子屋みなみを受講し、地域の魅力や歴史を学び、仲間もできたよ。



Q 地域の魅力を多くの人に知ってもらいたいな。でも、活動資金はどうしたらよいだろう。

A 備品の購入や活動者の保険料など、活動に必要な資金は補助金を活用すれば解決！！

あなたのお悩み、地域の力応援補助金で解決するかも！？

地域の力応援補助金を活用することで、地域活動をはじめの上での困りごとを支援します。
「私たちの団体は対象になるの?」「もっと詳しく教えてほしい」など、どんなことでもかまいませんので、まずはご相談ください！相談は無料です。

南区 地域振興課 地域力推進担当

☎ 045-341-1239

✉ mn-chiikiriyoku@city.yokohama.jp

＼まずは、御相談ください！／

相談された団体には、もれなく素敵な粗品をプレゼント！

専門家派遣を活用し、地域活動のアドバイスをもらったBさんの場合

サークルのみんなで、地域の高齢者にスマホの使い方を教えたいと思い、まずは専門家派遣を活用してプランを作成したわ。



Q スマホ教室を開くためには、会場を借りたりチラシを作ったりと、お金がかかるわ。

A 周知に必要なチラシの作成代や会場費などにも、補助金を活用してください！

地域情報誌を読み、趣味や特技を地域で発揮したくなったCさんの場合

キラリを読み、私も趣味仲間と一緒に、町内会と連携した多世代交流イベントを開催して、地域を盛り上げたいな。



Q イベントを開催するのに必要な、飾りや衣装代などに充てるお金はどうしよう。

A 補助金で飾りや衣装代などを購入すれば、楽しいイベントを開催できますよ。

他団体と連携した地域活動をしたくなったDさんの場合

地域活動発表会の動画を視聴したら、今どきの団体も多く、活動のヒントを得ることができたわ。



Q 他の団体と一緒に、新しい活動を始めてみたいのだけど、そのためには、打合せも必要だし、アドバイスも欲しいわ。

A 補助金を活用することで、専門家のアドバイスを受けたり、会議に必要な費用の一部に充てることができます。

—地域の力応援補助金を活用して、もっと地域を元気に！—

寺子屋みなみとは？

地域課題の解決や魅力づくりを進める力を養うことを目的に、地域・区役所・NPO等が協働して企画・運営する講座です。

令和4年度からは、地域で何かを始めたい人や、地域のことを学びたい人を応援する講座を開講する予定です。



専門家派遣とは？

地域の魅力づくりに向けた取組が継続・発展するよう、活動に対する助言や計画づくりの支援を行う専門のコーディネーターを派遣します。新たに地域課題に取り組みたい団体・グループも対象です。



キラリとは？

地域を元気にするために活動されている人（キラリびと）を紹介しています。皆さんが地域活動を始めたきっかけや、地域への想いなどもお伝えしていますので、ぜひご覧ください！



南区地域活動発表会とは？

補助金を活用し、新たな地域活動に挑戦した団体等が日頃の活動の成果を発表しています。発表内容は、Youtube横浜市公式チャンネルで動画を配信しています♪



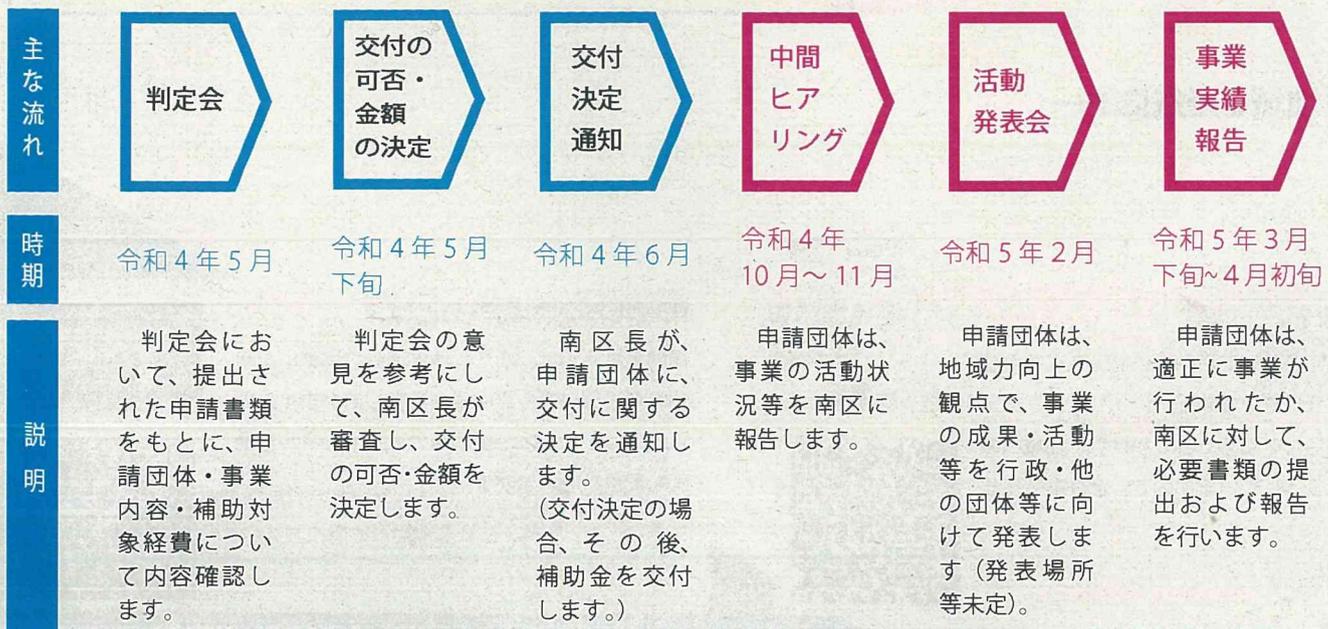
南区地域の力応援補助金概要

南区内で地域の課題解決や魅力づくりに向けた活動に取り組む団体・グループに対し、補助金を交付します。

| コース名 | 寺子屋修了生応援コース | | 地域のつながり応援コース | |
|----------|---|------------------------|---------------------------|---------------------|
| 対象団体 | 新たに地域の課題解決に取り組みたい団体 | | 新たに地域の課題解決に取り組みたい団体 | 既に区内で地域の課題解決に取り組む団体 |
| 条件 | 寺子屋みなみ又は区が指定する講座修了生（予定者含む）を2人以上有する団体 かつ、申請時において、該当者の修了認定日が3年以内かつ団体の設 立が3年以内 | | 自治会・町内会（連合可）と連携して行う活動 | 他団体と連携して行う新たな活動 |
| 対象事業 | 民主的な意思決定の場があり、年度を越えて継続的な取組を行っている、又は行おうとしていること 地域の課題解決や魅力づくりに向けた取組 | | | |
| 事業例 | InstagramやYoutubeで子育て層に地域の魅力や地域情報を伝える | コーヒー愛好会が町内会と連携し、講習会を開催 | 学援隊が保活と連携し、通学路の街歩きイベントを開催 | |
| 補助対象経費 | 消耗品費、通信・印刷費、謝金、使用料、保険料、備品費、委託料、交通費、飲料費 ※交通費と飲料費は補助対象経費の1/10以内、備品費は1/2以内 | | | |
| 補助金額（上限） | 150,000円（1年目）／100,000円（2年目）／50,000円（3年目） | | | |
| 補助率（上限） | 9割 | 7割 | 7割 | |
| 補助期間 | 最大3年 | | | |

スケジュール

申請書類を受理した後、南区地域の力応援補助金判定会で内容を確認し、区長が判定会の意見を参考に審査し、交付に関する決定をします。 ※新規の申請団体には、判定会で事業の概要説明（プレゼンテーション）をしていただきます。



※この補助金は、令和4年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。